軽度者にかかる福祉用具貸与の例外給付
給付の可否の判断基準（フローチャート）

直近の認定調査の結果が別表の「厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果」に該当する。

YES → **給付可**
※市への確認書等の提出は不要

NO ↓

貸与種目が、
車いす及び車いす付属品
または
移動用リフトである。

YES →

車いす及び車いす付属品	「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」に該当する。
移動用リフト	「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」に該当する。

YES → **給付可**
サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより居宅介護支援事業者等が判断

※市への確認書等の提出は不要

※市の確認をもって給付の可否を判断したい場合は、従来どおり確認書等を提出しても良い

NO ↓

NO ↓

次の①②いずれの要件も満たす者である。

①次のi)～iii)のいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断されている。

- i ）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者（例　パーキンソン病の治療薬によるON･OFF現象）
- ii ）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態に該当するに至ることが確実に見込まれる者（例　がん末期の急速な状態悪化）
- iii ）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者（例　ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

②サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている。

YES → **給付可**
※市へ確認書等を必ず提出

NO ↓

給付不可